

ジブラルタ生命の

5大生活習慣病特約(14) [無配当]

5大生活習慣病(悪性新生物(がん)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)による入院・手術・放射線治療に備える特約です。

給付金のお受取例(5大生活習慣病入院給付金日額5,000円の場合)

1 5大生活習慣病入院給付金

5,000円 × 入院日数 (1入院60日限度、通算1,095日限度)

5大生活習慣病入院給付金は**1泊2日の入院**からお受取りいただけます。

2 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金

支払事由	支払額	支払限度
入院日数が1泊2日以上入院中に所定の手術を受けられたとき	100,000円 5大生活習慣病入院給付金日額×20	ありません
外来もしくは日帰り入院で所定の手術を受けられたとき	25,000円 5大生活習慣病入院給付金日額×5	ありません
所定の放射線治療を受けられたとき	50,000円 5大生活習慣病入院給付金日額×10	ありません (ただし、60日に1回)

■ 5大生活習慣病の種類と分類項目

5大生活習慣病の種類	分類項目
悪性新生物(がん)	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ○消化器の悪性新生物 ○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ○骨および関節軟骨の悪性新生物 ○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○女性生殖器の悪性新生物 ○男性生殖器の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○独立した(原発性)多部位の悪性新生物 ○上皮内新生物 ○性状不詳または不明の新生物中の ◆真正赤血球増加症<多血症> ◆骨髓異形成症候群 ◆リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物中の ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症 ○血液および造血器のその他の疾患中の ◆リンパ細網組織および細網組織球系の疾患中の ・ランゲルハンス細胞組織球症

5大生活習慣病の種類	分類項目
糖尿病	○糖尿病
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺性心疾患および肺循環疾患 ○その他の型の心疾患 ○循環器系のその他および詳細不明の障害中の ◆循環器系の処置後障害、他に分類されないものの中の ・心(臓)切開後症候群 ・心臓手術に続発するその他の機能障害
高血圧性疾患	○高血圧性疾患
脳血管疾患	○挿入性および発作性障害中の ◆一過性脳虚血発作および関連症候群中の ・椎骨脳底動脈症候群 ・頸動脈症候群(半球性) ・多発性および両側性脳(実質)外動脈症候群 ・一過性全健忘 ・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 ・一過性脳虚血発作、詳細不明 ○脳血管疾患



ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。



くわしくは・・・

給付金のお支払いについて

- 同一または医学上重要な関係がある5大生活習慣病によって1泊2日以上入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。
ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一となる入院であり、お支払事由に該当する入院かどうかについて、ジブラルタ生命では入院基本料のお支払いの有無等を参考にして判断します。
- 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金は、5大生活習慣病の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたときにお支払いします。
※公的医療保険制度の対象の手術・放射線治療でも一部お支払いの対象とならないものがあります。

- 同じ日に2つ以上の手術を受けられたときは、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。
- 放射線治療を受けられた場合で、その放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けられたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払いします。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けられたものとみなします。

ジブラルタ生命は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

その他

- この特約には解約返戻金はありません。
- この特約は、医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）に付加してご契約いただきます。
- この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。
- この特約の保険期間・保険料払込期間は、主契約と同一になります。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。
詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。
「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター

0120-37-2269

通話料
無料ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先(担当者)>

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。